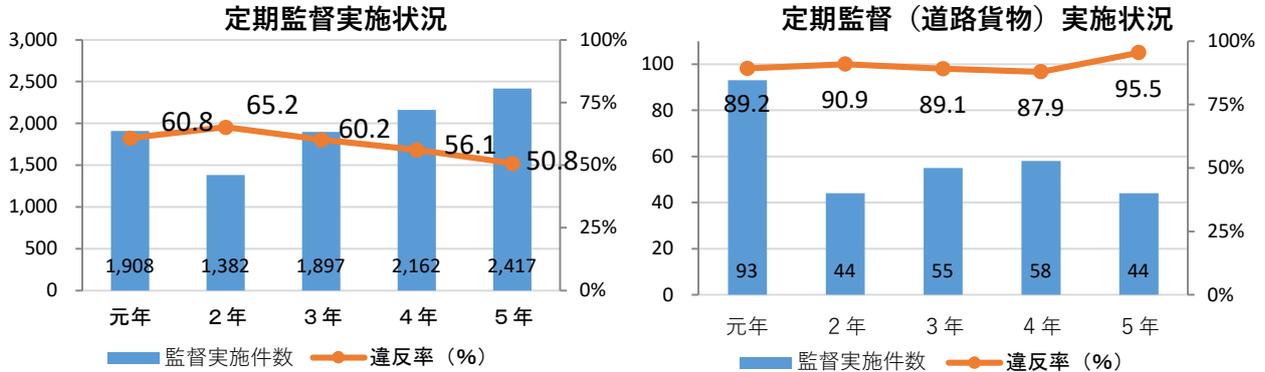


宮城労働局資料
労働条件の確保・改善対策（自動車運転者を使用する事業場及び発着荷主等について）

課題



県内の労働基準監督署による監督指導（定期監督）結果では、依然として5割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反を認めている。

道路貨物運送業においては、違反率が8割を超えて高止まりであったところ、令和5年度においては、9割を超える結果となり、過去5年間で最も高くなっている。
（令和6年度の違反率は、9月20日時点で84.62%）

このため、引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、監督指導等により法定労働条件の履行確保を図るとともに、併せて、労使の自主的な改善等を促すことや、特に中小企業等に対しては丁寧な相談・支援等を行う必要がある。

今後の取組

- ① 中小企業等に対する支援

宮城働き方改革推進支援センターや労働基準監督署の労働時間相談・支援班が、中小企業や業界団体等に対してきめ細かな相談・支援等を行う。

また、自動車運転者への上限規制の適用及び自動車運転者の改善基準告示について、本省ホームページ特設サイト「はたらきかたスヌメ」の周知等を通じて、地域社会での理解を促進する。
- ② 監督指導等

違法な長時間労働等が疑われる事業場等に対し的確に監督指導等を実施する。

また、運輸機関と協議の上、合同監督・監査を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組む。さらに、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対処していく。
- ③ 発着荷主に対する要請

令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請するほか、改正後の改善基準の周知を行っている。

また、厚生労働省HPに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を設置し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に労働基準監督署のメンバーが要請等を行う。また、同メール窓口へ寄せられた情報等を国土交通省に提供している。

さらに、令和6年8月には、県内の主要経済団体及び荷主団体に長時間の荷待ちを発生させないための取組みについて要請した。
- ④ 働き方改革推進支援助成金

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小事業主を支援するための「働き方改革推進支援助成金」の活用について案内している。

※令和6年度分については、11月29日（金）までに宮城労働局雇用環境・均等室に「交付申請書」の提出が必要。



『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

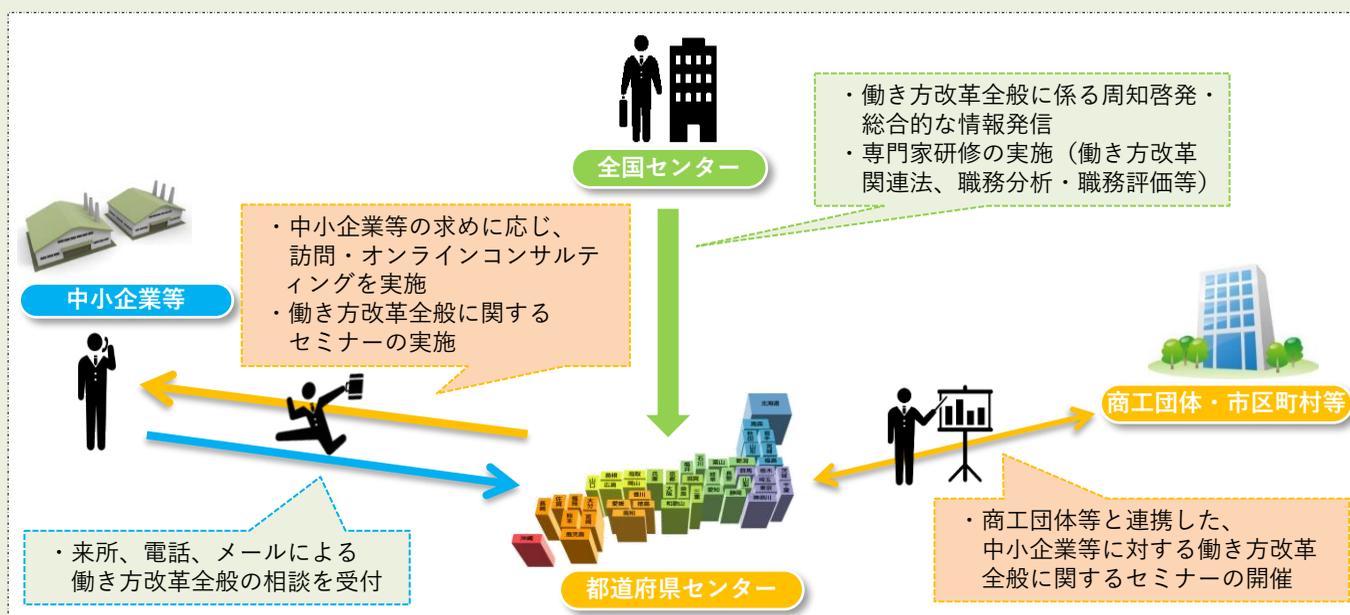
「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、**労務管理の専門家が無料**で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組(※)に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

働き方改革に取り組みたい中小企業・小規模事業者の皆さま、是非ご相談ください！

※その他働き方改革を広く支援する取組とは…

- ・男性の育児休業取得促進の取組支援
 - ・仕事と育児や介護の両立支援
 - ・職場におけるハラスメントの防止措置の取組
 - ・良質なテレワークの定着促進
 - ・多様な正社員制度の導入支援
 - ・兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援
- など多様な働き方の実現に向けた取組に対応しています。



ひと、暮らし、みらいのために



コンサルティングをご希望の方は、
「働き方改革特設サイト」を御参照ください。



働き方改革推進支援センター連絡先一覧(R6.4.16現在)

センター名	住所	電話番号	メールアドレス	運営開始日
北海道働き方改革推進支援センター	北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073	hokkaidou-hatarakikata@lec.co.jp	R6.4.1
青森働き方改革推進支援センター	青森県青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830	hatarakikata@sr-aomori.info	R6.4.1
岩手働き方改革推進支援センター	岩手県盛岡市肴町4番5号カガヤ肴町ビル3階	0120-664-643	iwate@task-work.com	R6.4.1
宮城働き方改革推進支援センター	宮城県仙台市青葉区本町1-11-2 SKビル5階	0120-978-600	miyagi@task-work.com	R6.4.8
秋田働き方改革推進支援センター	秋田県秋田市大町3-2-44大町ビル3階	0120-695-783	support@hatarakikata.akita.jp	R6.4.1
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3-2-1山交ビル4階	0800-800-3552	yamagata.shiencenter@gmail.com	R6.4.1
福島働き方改革推進支援センター	福島県福島市御山字三本松19-3	0120-541-516	fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp	R6.4.1
茨城働き方改革推進支援センター	茨城県水戸市河和田町1丁目2470-2	0120-971-728	ibaraki-hataraki@aa.wakwak.com	R6.4.1
栃木働き方改革推進支援センター	栃木県宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100	support@tochigi-hatarakikata.com	R6.4.1
群馬働き方改革推進支援センター	群馬県前橋市新前橋町26-9 八兵衛ビル3階	0120-486-450	gunma@task-work.com	R6.4.8
埼玉働き方改革推進支援センター	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-372市野屋ビル3階	0120-729-055	saitama@task-work.com	R6.4.8
千葉働き方改革推進支援センター	千葉県千葉市中央区中央4-13-10千葉県教育会館7F	0120-174-864	chiba@task-work.com	R6.4.8
東京働き方改革推進支援センター	東京都港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階	0120-232-865	tokyo@task-work.com	R6.4.8
神奈川働き方改革推進支援センター	神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	0120-910-090	kanagawa@task-work.com	R6.4.8
新潟働き方改革推進支援センター	新潟県新潟市中央区東大通2丁目2番18号タチバナビル4階 3-B	0120-009-229	niigata-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp	R6.4.1
働き方改革推進支援センター富山	富山県富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836	hk16@mb.langate.co.jp	R6.4.1
石川働き方改革推進支援センター	石川県金沢市西念4-24-30 金沢MGビル3F	0120-319-339	ishikawa@task-work.com	R6.4.1
ふくい働き方改革推進支援センター	福井県福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864	fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp	R6.4.1
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 2階	0120-755-455	yamanashi-hatarakikata@y-cdl.com	R6.4.1
長野働き方改革推進支援センター	長野県長野市岡田町215-1 フォージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703	nagano@task-work.com	R6.4.1
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜県岐阜市神田町6丁目12番地シグザ神田5階	0120-226-311	info@task-work.com	R6.4.1
静岡働き方改革推進支援センター	静岡県静岡市葵区伝馬町18-8アミイチビル2F	0800-200-5451	shizuoka@task-work.com	R6.4.1
愛知働き方改革推進支援センター	愛知県名古屋市中区千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802	aichi@task-work.com	R6.4.1
三重働き方改革推進支援センター	三重県津市栄町二丁目209 セキゴン第二ビル2F	0120-111-417	mie@task-work.com	R6.4.1
滋賀働き方改革推進支援センター	滋賀県大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング4階	0120-100-227	shiga@task-work.com	R6.4.8
京都働き方改革推進支援センター	京都府京都市中京区亀屋町167-1ディビュイ亀屋ビル3階	0120-417-072	kyoto@task-work.com	R6.4.8
大阪働き方改革推進支援-賃金相談センター	大阪府大阪市北区天満二丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116	hatarakikata@sr-osaka.jp	R6.4.1
兵庫働き方改革推進支援センター	兵庫県神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149	hyogo-hatarakikata@lec.co.jp	R6.4.1
奈良働き方改革推進支援センター	奈良県奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	center@nara-sr.com	R6.4.1
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号	0120-547-888	wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp	R6.4.1
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取県鳥取市富安1-152 SGビル2階201号	0800-200-3295	tottori@task-work.com	R6.4.1
島根働き方改革推進支援センター	島根県松江市母衣町55番地4 島根県商工会館5階	0120-514-925	hatarakikata@shimanekeikyo.com	R6.4.1
岡山働き方改革推進支援センター	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所801号室	0120-947-188	okayama@task-work.com	R6.4.1
広島働き方改革推進支援センター	広島県広島市中区基町11番13号合人社広島紙屋町アネクス4F	0120-610-494	hir-hatarakikata@lec.co.jp	R6.4.1
働き方改革サポートオフィス山口	山口県山口市吉敷下東3丁目4-7リアライズⅢ(株)東京リーガルマインド山口支社内	0120-172-223	yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp	R6.4.1
徳島働き方改革推進支援センター	徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	soudancenter@tokushima-sr.jp	R6.4.1
香川働き方改革推進支援センター	香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階	0120-000-849	hk37@mb.langate.co.jp	R6.4.8
愛媛働き方改革推進支援センター	愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階	0120-005-262	ehime@task-work.com	R6.4.8
高知働き方改革推進支援センター	高知県高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや103号	0120-899-869	hk39@mb.langate.co.jp	R6.4.8
福岡働き方改革推進支援センター	福岡県福岡市博多区博多駅南1-7-14 ボイス博多305	0800-888-1699	hk40@mb.langate.co.jp	R6.4.1
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市城内2丁目9-28 オフィスサガ21	0120-610-464	saga@task-work.com	R6.4.8
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎 2F	0120-168-610	nagasaki-hatarakikata@lec.co.jp	R6.4.1
熊本働き方改革推進支援センター	熊本県熊本市中央区紺屋町2丁目8-1熊本県遺族会館2-7	0120-041-124	kumamoto@task-work.com	R6.4.1
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836	hk44@sr-oita.or.jp	R6.4.1
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橋通東2丁目9-14トライスター本町ビル302	0120-975-264	hk45@mb.langate.co.jp	R6.4.8
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル11階	0120-221-255	hatarakikata@sr-kagoshima.jp	R6.4.1
沖縄働き方改革推進支援センター	沖縄県那覇市小禄1831-1沖縄産業支援センター508号	0120-420-780	okinawa@task-work.com	R6.4.8

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和5年に全国の労働基準監督署等において、労働基準関係法令違反が疑われる自動車運転者を使用する3,711事業場に対して監督指導を実施したところ、その82.2%に当たる3,049事業場で同法令違反が認められた。なお、業種ごとの監督実施事業場数、同法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金 の支払	労働時間の 状況の把握
トラック		2,928	2,389 (81.6%)	1,405 (48.0%)	569 (19.4%)	191 (6.5%)
バス		193	155 (80.3%)	77 (39.9%)	36 (18.7%)	28 (14.5%)
ハイヤー・ タクシー		299	269 (90.0%)	138 (46.2%)	103 (34.4%)	47 (15.7%)
その他		291	236 (81.1%)	119 (40.9%)	77 (26.5%)	31 (10.7%)
合計		3,711	3,049 (82.2%)	1,739 (46.9%)	785 (21.2%)	297 (8.0%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（例：自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック		2,928	1,706 (58.3%)	979 (33.4%)	1,269 (43.3%)	952 (32.5%)	628 (21.4%)	871 (29.7%)
バス		193	102 (52.8%)	73 (37.8%)	57 (29.5%)	25 (13.0%)	30 (15.5%)	13 (6.7%)
ハイヤー・ タクシー		299	100 (33.4%)	44 (14.7%)	76 (25.4%)	19 (6.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
その他		291	91 (31.3%)	44 (15.1%)	52 (17.9%)	47 (16.2%)	24 (8.2%)	42 (14.4%)
合計		3,711	1,999 (53.9%)	1,140 (30.7%)	1,454 (39.2%)	1,043 (28.1%)	683 (18.4%)	926 (25.0%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

(3) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1（トラック）

トラック事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守を指導

概要

- 長距離輸送を行っているトラック運転者（10名）に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた延長時間（1か月当たり90時間）を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大152時間）が認められた。
- 改善基準告示に関しては、①1か月の総拘束時間（293時間）を超えていること、②1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、③勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていないこと、④運転時間が2週間を平均して1週間当たり44時間を超えていることが認められた。

労基署の対応

- トラック運転者に、36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて、労働基準法違反として使用者に是正勧告し、時間外労働を1か月当たり80時間以下とするよう指導した。
- トラック運転者に、①1か月の総拘束時間（293時間）を超えていたこと、②1日の最大拘束時間（16時間）を超えていたこと、③勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなかったこと、④運転時間が2週間を平均して1週間当たり44時間を超えていたことについて、改善基準告示違反として使用者に是正勧告した。

その後の会社の対応

- 管理者が、各トラック運転者について、月の途中の実績から、1か月当たりの時間外・休日労働時間数を推計し、1か月当たり80時間を超えるおそれのある者の業務を他の労働者に行わせるなど業務量の調整を行い、特定の者に業務が集中しないよう平準化を図ることとした。
- 荷主に対し、長時間の荷待ちが生じないよう使用者が要望したところ、
 - ・ 荷積作業の迅速化を進めるため、荷主が荷役作業員を増員する
 - ・ 遠方への運搬が予定されている場合には、荷主が優先的に荷積みを行うよう配慮するなどの措置が講じられ、荷待ち時間が1時間以上短縮された。
- 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が293時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

事例2（バス）

路線バス事業者に対し、長時間労働の削減及び対象労働者への時間外・休日労働時間の通知を指導

概要

- 自治体から運行を委託されたコミュニティバスのバス運転者（1名）に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた延長時間（1か月当たり70時間）を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大132時間）が認められた。
- 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えたバス運転者に対し、当該超えた時間に関する情報を通知していなかった。

労基署の対応

- バス運転者に、36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて、労働基準法違反として是正勧告し、時間外労働を1か月当たり80時間以下とするよう指導した。
- 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えたバス運転者に対し、当該超えた時間に関する情報を通知していなかったことについて、労働安全衛生法違反として是正勧告した。

その後の会社の対応

- 労働時間管理を行う中において、36協定の延長時間を超えるおそれのある者を把握した場合、延長時間を超えるおそれがある旨を総務部長から直接通知するとともに、その通知を受けた際には、運行管理者と運転者が話し合っシフトを調整することとした。
- 時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超えてしまった者が出た場合、総務部長が速やかに当該超えた時間に関する情報を書面にて通知するとともに、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導制度を案内することとした。
- 委託者である自治体との定例会議においてバス運転者の労働時間の状況を説明し、ダイヤ編成の要否について検討を進めることとした。
- バス運転者の増員のため、大型二種免許を所有しない労働者に免許取得に向けたスキルアップのための教材購入等のための費用の一部を補助することとした。
- 上記対応の結果、バス運転者について、1か月当たりの時間外労働が70時間以下となり、労働基準法違反等が是正された。

事例3（タクシー）

タクシー事業者に対し、累進歩合制度の廃止及び年次有給休暇の時季指定を指導

概要

- 主に市街地で営業を行うタクシー事業者において、タクシー運転者の賃金が運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合制度」が採用されていた。
- 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の一部の労働者に対し、1年以内に5日の休暇の時季指定をしていなかった。

労基署の対応

- いわゆる「累進歩合制度」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。
- 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対し、1年以内に5日、取得時季を指定して同休暇を取得させていなかったことについて、労働基準法違反として是正勧告した。

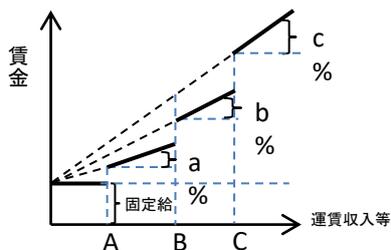
その後の会社の対応

- 累進歩合制度を廃止し、新たな賃金体系を構築した。
- 年次有給休暇の取得促進を呼びかけるリーフレットを事業場内に掲示するとともに、労働者に給与明細書と一緒に同リーフレットを渡すなどの取組を継続的に行うこととした。
- 上記対応の結果、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者について、1年以内に5日以上同休暇を取得しており、労働基準法違反が是正された。

(参考)

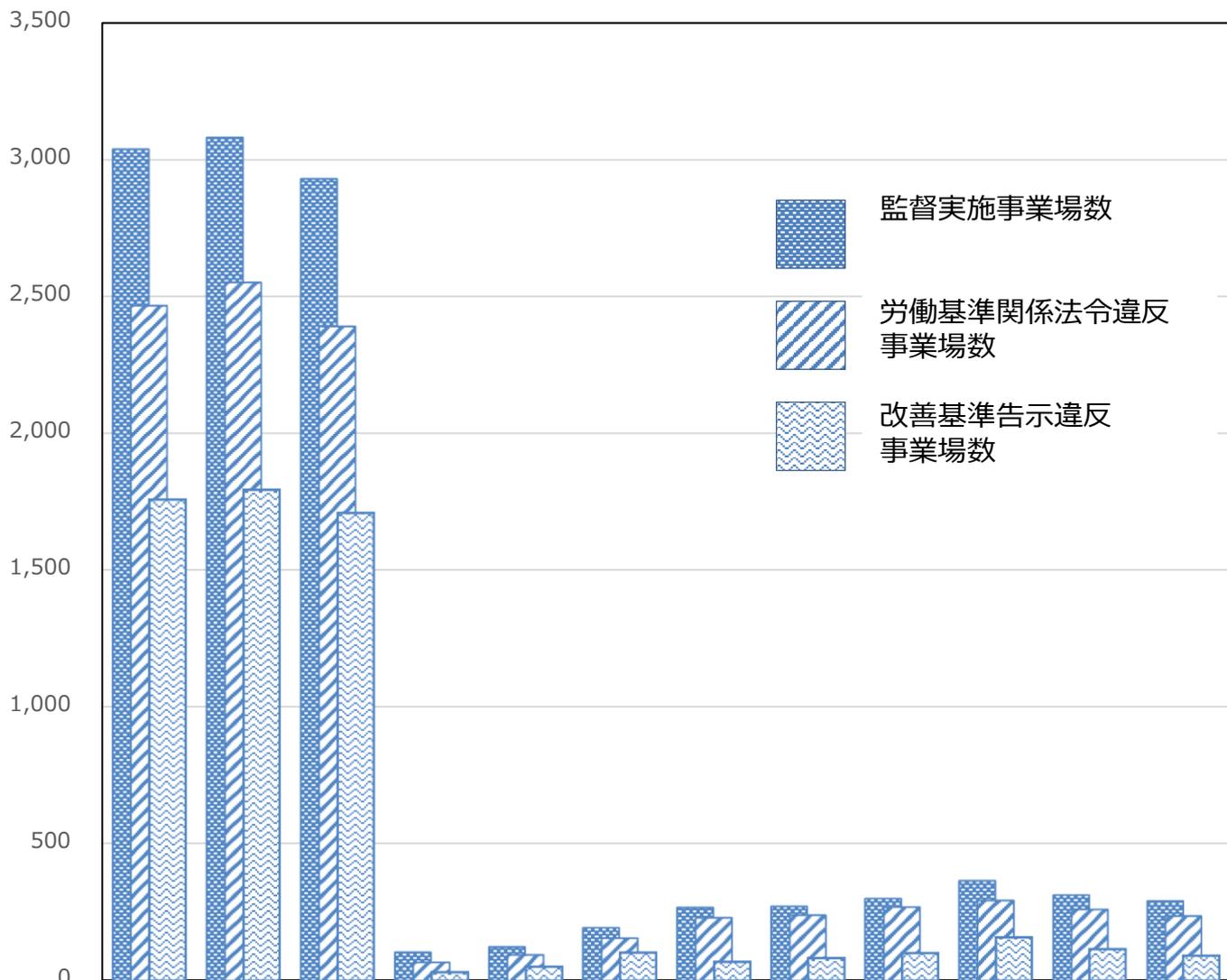
○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとして、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



- 運賃収入等がA以下の場合
賃金 = 固定給
- 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率a%
- 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率b%
- 運賃収入等がCを超えた場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率c% (a < b < c)

(4) 令和3年から令和5年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



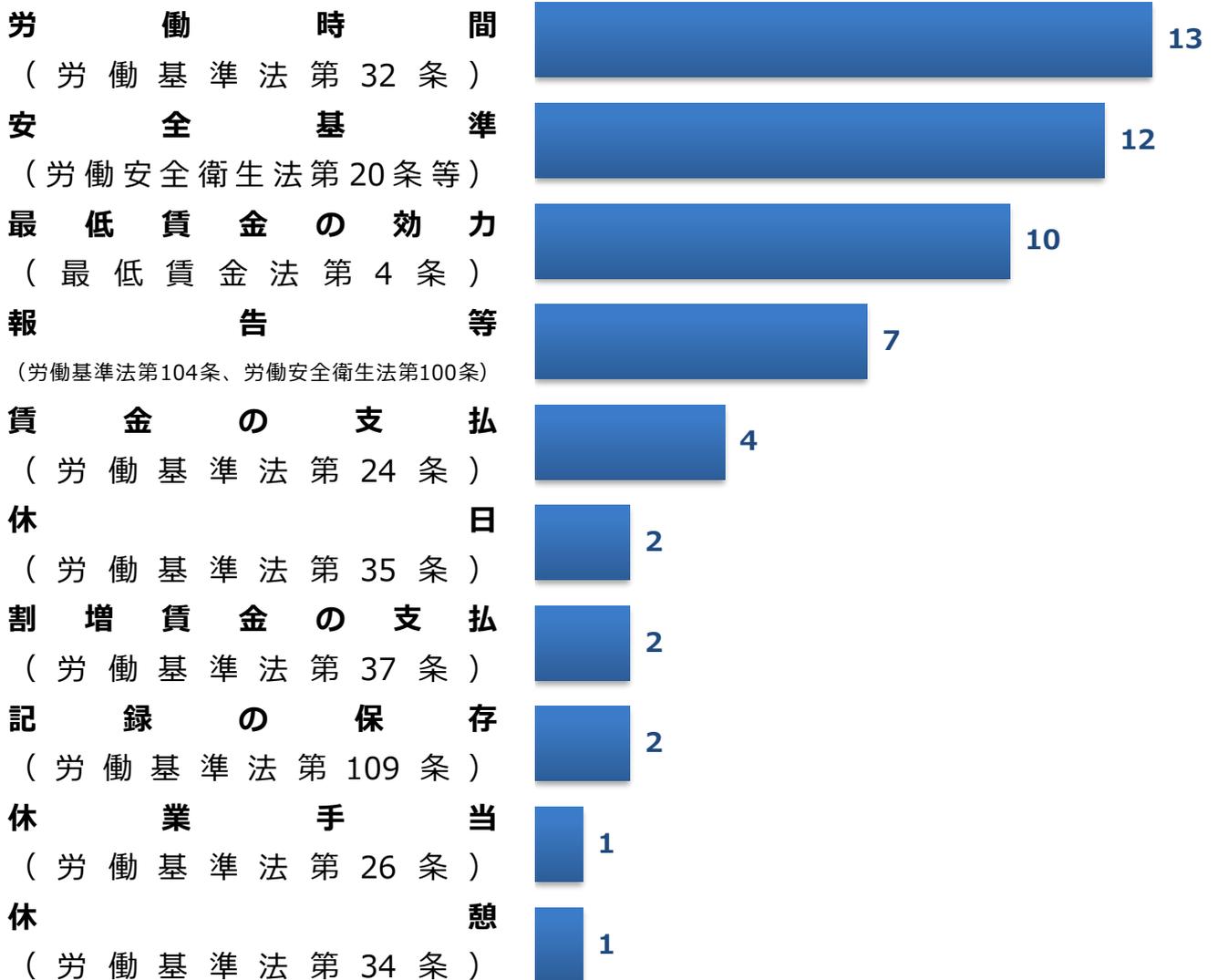
	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
監督実施事業場数	3,037	3,079	2,928	103	123	193	266	271	299	364	312	291
労働基準関係法令違反事業場数	2,465	2,549	2,389	66	94	155	230	239	269	293	260	236
改善基準告示違反事業場数	1,754	1,790	1,706	30	50	102	68	82	100	158	115	91

2 送検状況

(1) 令和5年に全国の労働基準監督署等において、自動車運転者に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、54件であった。なお、業種ごとの件数は以下のとおりであった。

業種 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
トラック	32	44	45
バス	0	1	5
ハイヤー・タクシー	3	8	1
その他	7	5	3
合計	42	58	54

(2) 送検法条文の内訳は、以下のとおり。



(3) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

違法な時間外・休日労働を行わせた疑いで、トラック事業者を送検

捜査経過

- トラック事業者の営業所に監督指導（立入調査）を実施したところ、長距離輸送を行っているトラック運転者（1名）に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める延長時間（1か月当たり127時間）を超えて違法な時間外労働（1か月当たり最大185時間30分）を行わせていたことが発覚した。
- 当該営業所に対しては、過去に複数回違法な時間外労働について労働基準法第32条違反を是正勧告していたが、直近においても同様の実態が認められたため、捜査に着手した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び運行管理者について
36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反

事例 2

トラックの荷台への積込作業中、作業指揮者を定めていなかった疑いで、トラック事業者を送検

捜査経過

- 自社の敷地内において、クレーンで吊り上げた鉄骨の吊り具が外れて鉄骨が落下し、トラックの荷台で補助作業を行っていたトラック運転者に直撃し死亡したことから、監督指導（立入調査）を実施した。
- トラック運転者に、重さ約2トンの鉄骨をトラックの荷台へ積み込む作業の補助を行わせるに当たり、当該作業を指揮する者（作業指揮者）を定め、作業を直接指揮するなどの措置を講じなければならないのに、作業指揮者を定めず作業を行わせていたことが発覚したため、捜査に着手した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び管理部次長について
荷の重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業を行わせるに当たり、当該作業を指揮する者を定めていなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第21条違反
労働安全衛生規則第151条の70（積卸し）

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
労働基準監督署等から通報した件数	469	556	545
労働基準監督署等が通報を受けた件数	325	297	414

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

業種 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
トラック	102	88	96
バス	4	5	11
ハイヤー・タクシー	19	15	23
合計	125	108	130

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容 (令和6年4月1日適用)

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	<p>【改正前】 継続8時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11時間以上とするよう努めることを基本、9時間を下限</p> <p>※宿泊を伴う長距離運送の場合、8時間下限が週2回まで可。 その場合、運行終了後12時間以上を確保。</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週2回以内</p> <p>【改正後】 原則13時間以下、最大15時間 14時間超は週2回までが目安</p> <p>※宿泊を伴う長距離運送の場合、16時間が週2回まで可。</p>	<p>【改正前】 (原則) 月 293 時間以内 (例外) 月 320 時間以内</p> <p>【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※1月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例(新設) (その他個別の規定あり)
タクシー 	<p>【改正前】 継続8時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11時間以上とするよう努めることを基本、9時間を下限</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間</p> <p>【改正後】 原則13時間以下、最大15時間 14時間超は週3回までが目安</p>	<p>【改正前】 月 299 時間以内(日勤)</p> <p>【改正後】 月 288 時間以内(日勤)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例(新設)
バス 	<p>【改正前】 継続8時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11時間以上とするよう努めることを基本、9時間を下限</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週2回以内</p> <p>【改正後】 原則13時間以下 最大15時間 14時間超は週3回までが目安</p>	<p>【改正前】 (原則) 週65時間以内(4週平均) (例外) 週71.5時間以内(同上) ※月換算で 原則281(例外309)時間</p> <p>【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内など ※4週平均の基準も選択可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例(新設) ・軽微な移動が生じた場合の特例(新設)

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
⇒ 時間外労働：年960時間以下(令和6年4月1日適用)

発着荷主等に対する要請の取組

1 荷主特別対策チーム（令和4年12月23日編成）

【編成の目的】

- 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、都道府県労働局の「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行っています。

【荷主特別対策チームの概要】

- 「荷主特別対策チーム」は、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- 労働基準監督署のメンバーが、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請しています。
- 都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行っています。
- 厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署のメンバーが要請等を行っています。また、同メール窓口に寄せられた情報等を国土交通省に提供しています。

※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



2 長時間の荷待ちの改善に向けた発着荷主等に対する取組

	令和4年12月～令和6年6月
労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の事業場数	14,353
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	1,435

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



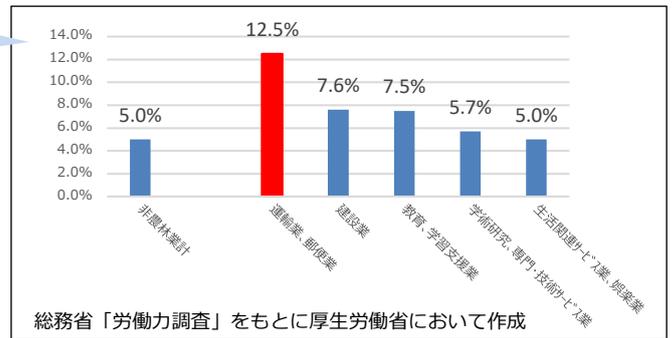
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

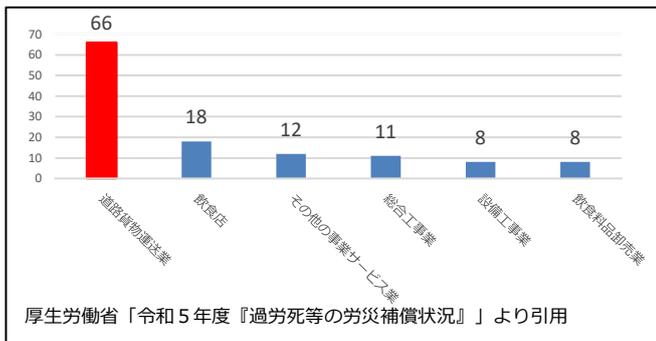
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



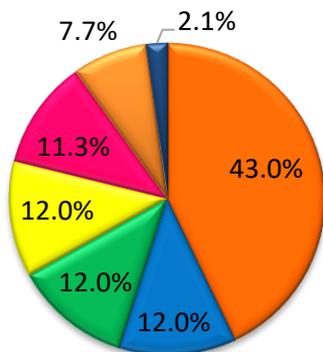
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 過積載運行の要求
- 無理な配送依頼
- 拘束時間超過
- 異常気象時の運行指示



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業



いえいえ。
荷主というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、**会社の規模**など関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにととても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

道路貨物運送業においては、他の産集に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた請対策を一属積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

これらを踏まえ、厚生労働省は、道路貨物運送業における長時間労働の白土的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請通送事業者の都合による「長時間の荷待ち」に関する情報を把握し、この改善に向けて荷主・元請運送事業者に対する「要請」や国土交通省への「情報提供」の参考とさせていただくこととしました。

本窓口では、道路貨物通送業の事業場における長時間・過重労働（労働基準法などの違反が疑われるものに限る。）の主な要因が荷主・元請運送事集者による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。（お寄せいただいた情報は、荷主・元請運送事業者にお伝えする場合があります。）情報の受付対象となる法律等は、以下のとおりです。なお、受け付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、あらかじめご承知おきください。

- ・労働基準法
- ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）

宮城発基 0819 第 2 号
令和 6 年 8 月 19 日

別記記載の荷主団体長 殿

宮 城 労 働 局 長

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた
取組について（協力要請）

日頃より労働行政に格別の御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、本年 3 月まで、時間外労働の上限規制の適用が猶予されておりましたが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用となりました。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用となりました。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、別添 1 を貴団体のホームページに掲載する、メールで送信する、会報誌に同封する等により傘下会員に周知いただくことにより、傘下会員による自動車運転者に長時間の荷待ちを発生させないことなどの取組が進みますよう、格別の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善等について

いわゆる物流の「2024年問題」として、トラック運転者への時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示の適用に伴い、何も対策を講じなかった場合には、2024年には14%、2030年には34%の輸送力が不足する可能性があります。こうした輸送力不足に対応していくためには、荷主の方にもご協力をいただきながら、荷待ち・荷役時間を削減していく必要があります。荷待ち・荷役時間を削減することは、トラック運転者の長時間労働の改善にもつながります。また、トラック運転者の長時間労働の改善は、勤務環境の改善にもつながり、物流を担うトラック運転者の人材確保にもつながります。

荷主として発注する際は、次のリーフレットを参考に長時間の荷待ちの改善に向けて取り組まれるようお願いいたします。

[「STOP! 長時間の荷待ち」リーフレットはこちら](#)

STOP 荷待ち リーフレット

検索

荷主として発注する際は、トラック運転者が改善基準告示を守る着時刻などを設定しましょう。改善基準告示に違反して安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。

[トラック運転者の改善基準告示のポイントはこちら](#)

トラック 改善基準告示 リーフレット

検索

荷主の皆さまへお取り組みいただきたいことや荷主の皆さまにも適用される法令、標準的運賃などの情報もご確認ください。

[自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト\(荷主の皆さまへ\)](#)

荷主の皆さまへ ポータルサイト

検索



以上の内容に対するお問合せは、宮城労働局労働基準部監督課(022-299-8838)にお願いします。